

前橋市最終処分場施設整備方針

【概要版】

平成 29 年 8 月

前 橋 市

1 前橋市最終処分場整備方針策定の目的

「ごみ」は、毎日途切れることなく各家庭や事業所等から排出され続けており、適正に処理する必要があるため、埋立を行う最終処分場は、市民生活にとって極めて重要で必要不可欠な施設といえます。

前橋市（以下「本市」という。）では、循環型社会の形成を目指し、ごみの減量化・資源化に向けた取り組みを進めています。しかし、こうした取り組みを進めてもなお、既存の前橋市最終処分場及び富士見最終処分場では、「ごみ」を埋め立てるための残余容量が年々減少しています。

そこで、既存最終処分場の埋立終了後における本市の処理方法について、廃棄物の処理の現状等を踏まえた上で検討を行い、今後の整備方針を策定することとしました。

2 既存最終処分場の残余年数

本市には、既存の最終処分場として、「前橋市最終処分場」と「富士見最終処分場」の2か所の最終処分場があります。これらの最終処分場の残余年数を、平成28年度の埋立実績をもとに計算しました。その結果、それぞれの最終処分場における残余年数は、前橋市最終処分場が平成42年度まで、富士見最終処分場が平成37年度までと予測されます。

3 既存最終処分場の埋立終了後の処理方式の検討

既存最終処分場の埋立終了後、本市から排出され続ける「ごみ」の処理方式として、以下の4つの選択肢のうち「民間へのごみ処理委託」と「最終処分場の新設」を比較・検討する処理方式としました。

＜既存最終処分場の埋立終了後の処理方式に関する4つの選択肢＞

- ① 既存最終処分場の嵩上げによる延命化
⇒ 嵩上げにより確保できる埋立容量は、埋立量にして約4年分にしか相当しないため、安定的な処理方式としては、十分ではありません。
- ② 最終処分の広域化
⇒ 具体的な最終処分場の広域化に向けた検討及び協議については、将来的な検討課題とします。
- ③ 民間へのごみ処理委託
⇒ 処理方法として、セメント原料化、熔融処理、焼成処理、最終処分が実用化されています。
- ④ 最終処分場の新設
⇒ 新設する最終処分場の埋立容量を217,000m³と想定します。

4 「最終処分場の新設」と「民間へのごみ処理委託」の比較検討

「最終処分場の新設」と「民間へのごみ処理委託」の処理方式から、比較検討する処理方法として、以下の3ケースを選定しました。

処理方法		施設保有の区分	処理の概要
ケース1	最終処分場の新設	本市	本市において最終処分場を建設し、埋立処分を継続するもの。
ケース2	最終処分の全量委託	民間	民間の最終処分業者に最終処分を全量委託し、本市では最終処分場を建設しないもの。
ケース3	資源化と最終処分による全量委託	民間	民間事業者に資源化と最終処分を委託し、本市では最終処分場を建設しないもの。

比較評価項目

処理方法	安定性	環境性	経済性	災害対策	その他のリスク等	総合評価
ケース1	◎	○	○	◎	◎	◎
ケース2	○	△	○	△	△	△
ケース3	○	◎	△	△	△	○

3ケースについて、比較評価項目に基づき評価を行った結果、以下の結論を得ました。

<比較評価の結論>

安定性、災害対策、その他のリスク等に優れる最終処分場の新設（ケース1）が最も有利となります。特に、災害対策については、民間委託では対応が難しく、本市が自ら最終処分場を新設することは、万が一に備える都市機能を確保するという面で有意義であると考えます。

また、類似自治体における最終処分場の整備状況を見ても、最終処分場を保有し処理を行っており、本市の人口規模と同等以上の自治体では、適正かつ安定的なごみ処理や災害対策等を考慮すると、最終処分場を整備していくことが必要であると評価できます。

なお、焼却灰や不燃残渣の処理を全量民間委託する場合は、安定性や災害対策等のデメリットが生じますが、最終処分場を確保した上で、処理の一部を民間委託する場合は、最終処分場の延命化の有効手段と成り得るため、それぞれのメリットをいかすことも有効であると考えます。

5 新最終処分場整備の基本方針

「4 「最終処分場の新設」と「民間へのごみ処理委託」の比較検討」の結果を受け、本市において最終処分場を整備することが望ましいとしたことから、新最終処分場の整備に関する基本方針として以下を設定しました。

<新最終処分場整備の基本方針>

既存最終処分場の埋立終了後における本市の処理方法については、自区域内処理の原則に基づくとともに、安定的な適正処理を確保していくため、既存最終処分場の埋立終了時期等を考慮しながら、新最終処分場の整備を計画的に推進していきます。

また、新最終処分場においては、災害廃棄物対策について十分な検討を行うとともに、最終処分場の形式（オープン型、クローズド型）や、環境対策、費用対効果などを検討し、本市における最適な最終処分場を整備するものとします。

なお、地域住民等の理解・協力のもと、環境保全等を図りながら進められる整備事業は、完成するまでには長期間を要することから、焼却灰の資源化等による既存最終処分場の延命化を図りつつ、新最終処分場の整備事業を推進していくものとします。

6 事業スケジュール（案）

事業区分	実施年度															
	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
建設候補地の選定	■	■	■													
最終処分場基本構想	■	■	■													
測量・地質調査				■												
最終処分場基本計画				■	■											
最終処分場基本設計					■	■										
生活環境影響調査							■	■								
最終処分場実施設計及び発注仕様書作成									■	■						
工事監理											■	■	■	■		
建設工事											■	■	■	■		
引渡性能試験・供用開始																▶ 供用開始